

# 第9期ゴールドプランながはま21(案) **概要版**

(長浜市高齢者保健福祉計画・長浜市介護保険事業計画)

## 1. 計画の概要

### 計画の背景と目的

超高齢社会の到来を見据えて平成12年(2000年)にスタートした介護保険制度は23年の経過をたどってきました。この間、高齢者数(第1号被保険者数)は2,165万人(平成12年4月末)から3,585万人(令和5年3月末:暫定値)と1.7倍に、要介護認定者数は218万人(平成12年4月末)から694万人(令和5年3月末:暫定値)と3.2倍に増加しています。同時に、サービスの基盤整備に伴いサービス利用が増加し、総費用額は3.6兆円(平成12年度)から令和4年度には11.2兆円となり、3.2倍となりました。また、保険料も第1期の2,911円から第8期(令和3年度から令和5年度)の6,014円と約2倍になっています。

さらに、75歳以上の後期高齢者は、平成12年当時は約900万人でしたが、いわゆる「団塊の世代」(昭和22年から24年生まれの人)が加わる令和7年(2025年)には、2,180万人となる見込みです。特に都市部を中心に後期高齢者数が急増するとともに、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯、認知症のある高齢者が増加することが予測されます。このため、令和7年には総費用額が20兆円に達すると推計されています。

また、介護人材については、介護保険制度創設時の約55万人から令和元年度には約3.7倍の約201万人となっています。令和7年度における需要見込は約243万人と推計されており、令和7年以降、担い手である生産年齢人口(15~64歳)の著しい減少が見込まれることから、介護人材の確保は一段と厳しくなることが想定されます。

高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することや、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減・悪化の防止といった制度の理念を堅持し、地域包括ケアシステムを推進すること、より一層複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図っていく必要があります。

このような状況をふまえ、本市がめざす「地域包括ケアシステム」の推進と、今後の高齢者保健・福祉・介護施策の方向性を明らかにし、これらの実現に向け市民・地域と行政が協働し、事業を円滑に実施していくための指針とするもので、令和3年3月に策定した計画(第8期計画)を見直し、「第9期ゴールドプランながはま21」としてまとめたものです。

### 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法に基づく「市町村老人福祉計画」と介護保険法に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的にまとめています。国が定める「基本指針」を踏まえるとともに、長浜市総合計画及び長浜市地域福祉計画を上位計画とし、長浜市健康増進計画(健康ながはま21)、長浜市しょうがい福祉プランなど保健福祉関係計画のほか、関連する計画との整合性を図り策定しました。

## 計画の期間

本計画は、令和6年度を初年度とし、令和8年度を最終年度とする3か年計画です。

なお、令和7年(2025年)を目指した地域包括ケアシステムの整備、更に現役世代が急減する令和22年(2040年)の双方を念頭におき、中長期的な視野に立ち、令和22年(2040年)の見込等についても一部記載しています。

令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	・・・	令和22 (2040) 年度
令和22年度まで見通し、団塊の世代の高齢化が一段と進む令和22年(2040年)に向けて地域包括ケアシステムの推進を見据えた新たな視点での取組										
第8期計画			第9期計画			第10期計画			・・・	第14期計画

## 第9期計画のポイント

全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築に向けて質の高い医療・介護を効率的に提供するための基盤整備、地域包括ケアシステムの深化・推進、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保及び介護現場の生産性向上について求められています。

### 1. 介護サービス基盤の計画的な整備

#### 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していくことが重要
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・中長期的なサービス需要の見込みについて、サービス提供事業者を含め地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要
- 在宅サービスの充実
  - ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
  - ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
  - ・居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

### 2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組み

#### 地域共生社会の実現

- ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組みを促進する観点から、総合事業の充実を推進
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要
- デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

#### 保険者機能の強化

- ・給付適正化事業の取組みの重点化・内容の充実・見える化

### 3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組みを総合的に実施
- ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護サービス事業者の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用
- ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

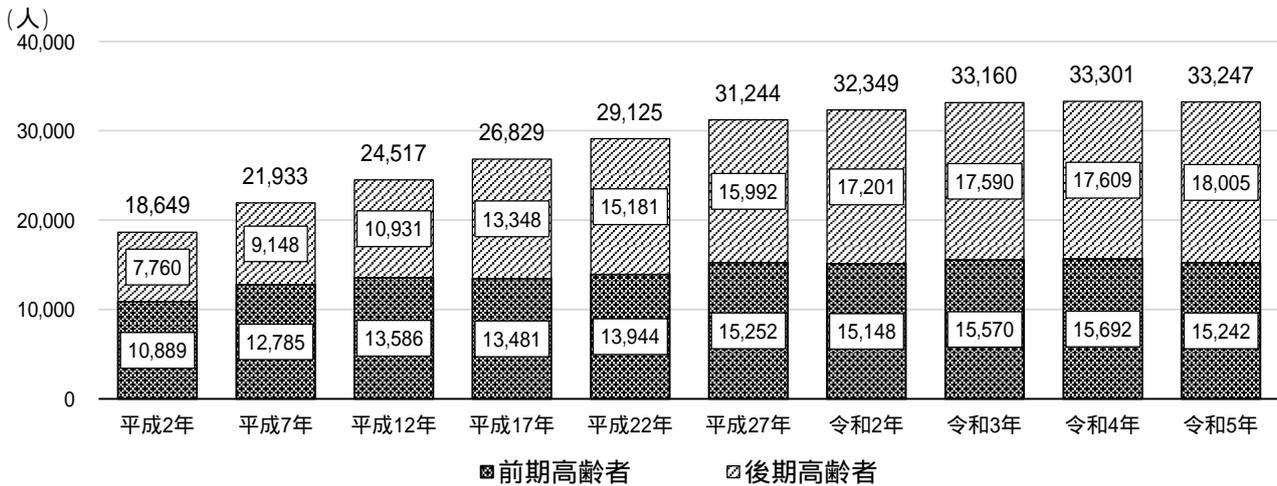
## 2. 長浜市の状況

### 高齢者人口

高齢者人口(65歳以上人口)は、令和5年1月1日現在で33,247人となっており、平成2年(18,649人)に比べ、14,598人増加し、約1.8倍になっています。

また、同時期における後期高齢者人口(75歳以上人口)は、18,005人となっており、10,245人増加し、約2.3倍になっています。

### 高齢者人口の推移



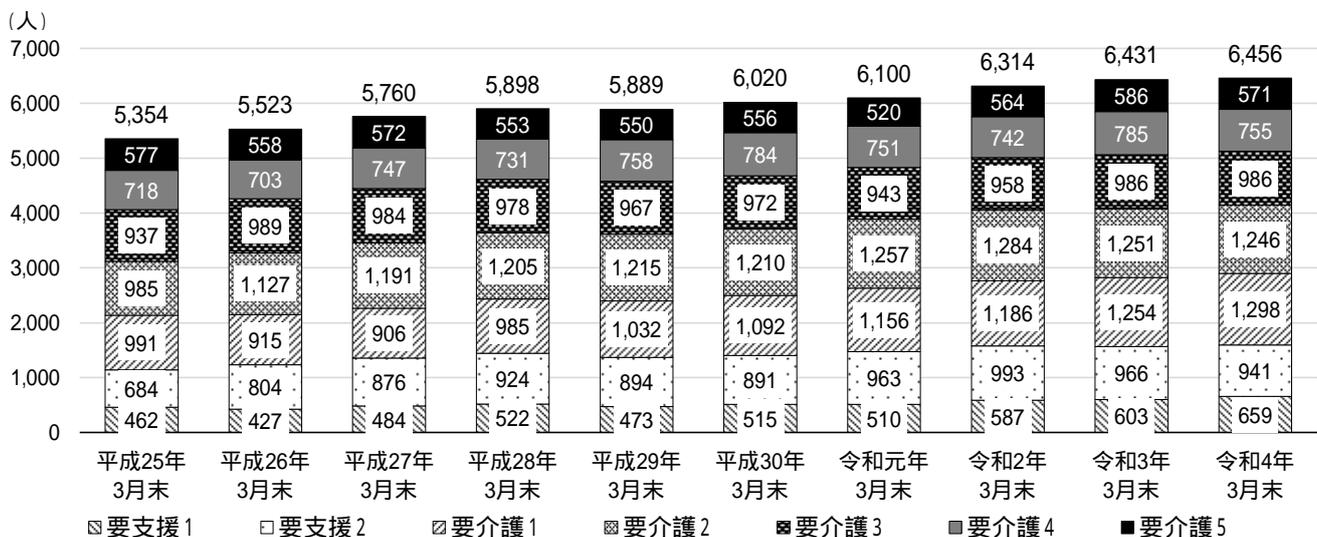
出典：平成2年～令和2年は「国勢調査」  
令和3年～令和5年は、1月1日現在の住民基本台帳人口

### 要介護認定者

令和4年の要介護認定者数は、平成25年と比較すると1,102人(対平成25年比増減率20.6%)増加しています。

要介護度別の増加率(対平成25年比増減率)をみると、要支援1が42.6%と最も高い増加率となっており、次いで要支援2が37.6%、要介護1が31.0%となっています。

### 要介護認定者の推移



出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報  
(令和3、4年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)

### 3. 基本理念と基本目標

#### 基本理念

みんなで支え合い いきいきと暮らせる あたたかな長寿福祉のまち

だれもが、住み慣れた地域で健康で「いきいき」と暮らし、医療や介護が必要となっても、地域のつながりによる普段からの見守りや支え合いにより、また必要な福祉サービスや介護サービスの利用により「あたたく」安心して暮らせる社会の実現を目指します。

#### 基本目標

基本理念の実現を目指して、次の5つの基本目標を設定して施策を推進します。

基本目標
地域のつながりで支え合い、安心して暮らせる体制の整備 市民が自身の健康を意識し、生きがいを持って暮らせるまちづくり 安心して暮らせる地域包括ケアシステムの推進 認知症のある人が共生できる地域社会の推進 持続可能な介護保険制度の運営

#### 1. 地域のつながりで支え合い、安心して暮らせる体制の整備

高齢者をはじめ、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民や関わりのある支援者、団体、企業などが相互に支え合うことのできる地域をとともに創っていくことができる体制を整備します。

関係者・機関をつなぐネットワークの連携強化や地域福祉を支える担い手の育成、生活支援体制整備事業の充実など「地域で支えあう体制・ネットワークの強化」、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、高齢者の住まいの確保や災害時・緊急時の安全対策など「安心・安全な住まい・生活環境の整備」、誰もが気軽に立ち寄り交流を深め、孤立を防ぎ仲間や楽しみを見つけられる場所や機会の創設「地域の居場所づくり」に取り組みます。

#### 2. 市民が自身の健康を意識し、生きがいを持って暮らせるまちづくり

健康でいきいきとした生活を送るためには、市民一人ひとりが自分の健康状態を自覚し、主体的に健康づくりに取り組むこと、また他者や社会との関わりを継続することが重要です。健康づくりに取り組みやすい環境整備を進め、健康寿命の延伸を目指し、いつまでも生きがいを持って暮らせるまちづくりを目指します。

社会の中で役割を持ち、意欲的な社会参加を支援する「高齢者の活動支援・生きがいづくり」、介護予防の充実や病気等の重症化を予防する「健康づくり・介護予防・疾病等の重症化予防の推進」に取り組みます。

#### 3. 安心して暮らせる地域包括ケアシステムの推進

高齢者が生活する場を自分で選び、人生の最期まで自分らしく暮らし続けるためには、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が一体的かつ継続的に提供される地域包括ケアシステムの構築及び推進が必要です。実効性を高めるべく関係機関と連携し引き続き取り組みを進めていきます。

高齢者の在宅生活の維持に向け、生活を支える様々なサービスの確保や在宅医療と介護の連携など「在宅生活を支えるサービスの充実」、地域包括ケアシステムの中核的な機関である地域包括支援センターの充実など「相談・支援体制の強化」、高齢者の人権を守るため、権利擁護の制度活用や高齢者虐待防止など「高齢者の人権尊重・保護」に取り組みます。

#### 4. 認知症のある人が共生できる地域社会の推進

認知症のある人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現に向け、認知症基本法が令和5年6月に成立しました。常に認知症のある人の立場に立ち、認知症のある人及びその家族の意向の尊重に配慮することや認知症に関する国民の理解が深められること、切れ目なく保健医療サービス、福祉サービスその他のサービスが提供されることなどが位置づけられています。本計画においても法令の趣旨に則り、認知症に対する知識の普及や認知症予防に向けた取組みなど「市民の理解促進」、早期発見・早期対応の体制づくりや介護者への支援など「必要な支援・サービスを受けられる体制の推進」、生活のあらゆる場面で障壁をなくす認知症バリアフリーや本人の意見等の発信支援など「社会参加の促進」に取り組みます。

#### 5. 持続可能な介護保険制度の運営

後期高齢者人口が増加していく一方、それを支える現役世代は減少していくことが見込まれており、介護サービス費の増大や介護人材不足が懸念されています。介護を担う人材の安定的な確保・育成や介護職の負担軽減が重要であるとともに、保険者として介護保険制度の適切な運営が求められます。

介護保険制度についての周知・啓発の機会の確保など市民の正しい制度理解の促進を行いつつ、不足している介護人材の確保・定着、質の向上など「介護・福祉人材確保に向けた支援」、必要な介護サービスの確保やケアプランの点検・指導など「適切な介護サービスの確保」に取り組みます。

## 施策の体系

基本目標	施策の方向性	基本施策
地域のつながりで支え合い、安心して暮らせる体制の整備	地域で支えあう体制・ネットワークの強化	地域におけるネットワークの連携強化 地域福祉活動の担い手の育成 生活支援体制整備の推進 福祉意識の醸成と広報・啓発の充実
	安心安全な住まい・生活環境の整備	高齢者の生活環境の充実 災害時・緊急時の安全対策の充実
	地域の居場所づくり	地域の居場所の整備の推進
市民が自身の健康を意識し、生きがいを持って暮らせるまちづくり	高齢者の活動支援・生きがいづくり	社会参加の促進
	健康づくり、介護予防、疾病等の重症化予防の推進	健康づくり・介護予防の推進 健康づくり・介護予防の取組みへの支援
安心して暮らせる地域包括ケアシステムの推進	在宅生活を支えるサービスの充実	自立生活支援サービスの確保 在宅医療・介護連携の推進
	相談・支援体制の強化	地域包括支援センターの充実
	高齢者の人権尊重・保護	権利擁護・成年後見制度の利用促進 高齢者虐待の防止と対応
認知症のある人が共生できる地域社会の推進	市民の理解促進	認知症に対する知識の普及と理解の促進
	必要な支援・サービスを受けられる体制の推進	早期発見・早期対応のための体制の推進 認知症のある人や介護者への支援の推進
	社会参加等の支援	認知症バリアフリーの推進
持続可能な介護保険制度の運営	介護・福祉人材確保に向けた支援	介護人材の確保 介護人材の定着促進
	適切な介護サービスの確保	介護サービスの確保 介護給付適正化の取組み

## 成果の達成状況の評価指標

本計画の基本理念を最終的に目指す姿（最終アウトカム）に据え、その達成に至る過程の成果（中間アウトカム、初期アウトカム）と、その達成状況を評価するための指標（アンケート調査などにより、数値で判りやすく成果が示されるもの）を、5つの基本目標ごとに設定しました。目標の達成に向けて位置付けている事業や施策を着実に推進し、目指す姿に到達できるように取り組んでいきます。

最終アウトカム	指標
みんなで支え合い いきいきと暮らせる あたたかな長寿福祉のまち	基本理念の実現に向かっていると回答する人の割合 現状値 58.4% (令和4年度) 目標値 61.0% (令和7年度) 【高齢者実態調査】

アウトカム		指標
中間	初期	
多様な地域のつながりの中で住民が主体となって支え合う風土が醸成され、地域を中心とした社会全体で支える体制が整備されている	多様なつながりで継続して支え合う仕組み・体制ができている 住み慣れた地域で安心して暮らせるための住まい・環境が整っている 近くて気軽に集える、多様な地域の居場所がある	住民主体の活動にお世話役として参加している、参加したい、参加してもよいと思うと回答する人の割合 現状値 50.3% (令和4年度) 目標値 55.0% (令和7年度) 【高齢者実態調査】
介護予防、重症化予防等の取り組みや社会参加の推進と自立生活支援サービスの両輪を充実し、高齢者が生きがいを見つけ、できるだけ長く地域で自立したいいきいきとした生活が実現できている	生きがい・外出の楽しみがあり、社会の中で役割を持つ高齢者が増える 介護予防、病気の重症化予防の取り組みを行い、健康づくりへの意識が高まって、取り組みが継続できている	週に1回以上、外出していると回答する人の割合 現状値 92.4% (令和4年度) 目標値 95.0% (令和7年度) 【高齢者実態調査】 生きがいありと回答する人の割合 現状値 62.8% (令和4年度) 目標値 65.0% (令和7年度) 【高齢者実態調査】
多様な地域福祉ニーズや複雑・複合化する課題に対応すべく、医療・介護・福祉・住まい・生活支援が連携した地域包括ケアシステムが推進されている	本人が希望する住まいで生活できるサービスや介護者の負担を軽減できる仕組みが充実し、適切に提供されている 気軽に相談できて必要な支援につながる体制がある 高齢者の人権が尊重され、尊厳ある生活を守るための体制がある	地域包括支援センターを知っていると回答する人の割合 現状値 56.5% (令和4年度) 目標値 59.0% (令和7年度) 【高齢者実態調査】
「予防」と「共生」の施策充実を図り、認知症のある人とともに安心して生活できる地域となっている	認知症の理解が市民の多くに浸透している 地域の身近なところで専門チーム等による必要な支援・サービスを受けられる体制が整っている 認知症のある人への地域の見守り体制があり、認知症のある人が社会での役割を持ち、自分らしく生活できる	認知症になっても、住み続けられるまちと思うと回答する人の割合【新規調査】 現状値 新規調査のため数値なし 目標値 新規調査のため未設定 (令和7年度) 【高齢者実態調査】
高齢者・後期高齢者の増加の中、制度が周知され、サービスが適切に利用され、持続可能な給付体制が整っている	制度や事業等のわかりやすい情報が市民に届き、正しい理解がされている 福祉の人材が確保・育成され、働きやすい職場環境が整えられている 必要なケアプラン点検や指導等が実施できている 適切にサービスが利用され、それに見合った保険料が定められている	要介護・要支援認定者のうち介護等サービスを利用する人の割合 現状値 80.3% (令和4年度) 目標値 82.0% (令和7年度) 【見える化システム】(受給者数/認定者数)

## 推計人口

総人口は、令和6年(2024年)から令和8年(2026年)にかけて、減少傾向で推移する見込みです。高齢者数は、令和6年(2024年)から令和8年にかけて、増加する見込みです。内訳をみると、65～74歳人口は1,287人減少、75歳以上人口は1,672人増加する見込みです。

区分		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年
総人口(A)	人	116,061	115,324	114,409	113,686	112,946	112,179	108,929	104,534	99,869	94,866	89,690
40歳未満	人	44,888	44,107	43,315	42,587	41,834	41,092	38,695	36,215	33,471	30,431	27,472
40～64歳	人	37,876	37,886	37,840	37,649	37,563	37,448	36,305	34,022	30,941	28,897	27,488
65歳以上(B)	人	33,297	33,331	33,254	33,450	33,549	33,639	33,929	34,297	35,457	35,538	34,730
65～69歳	人	7,120	6,870	6,702	6,785	6,739	6,770	6,992	7,417	8,482	7,508	6,486
70～74歳	人	8,629	8,448	8,183	7,569	7,189	6,828	6,447	6,687	7,089	8,105	7,171
75～79歳	人	5,992	6,129	6,368	6,807	7,274	7,880	6,599	5,938	6,162	6,524	7,446
80～84歳	人	5,114	5,281	5,368	5,694	5,609	5,226	6,342	5,714	5,163	5,353	5,655
85～89歳	人	3,762	3,828	3,897	3,729	3,780	3,841	4,253	4,857	4,315	3,927	4,076
90歳以上	人	2,680	2,775	2,736	2,866	2,958	3,094	3,296	3,684	4,246	4,121	3,896
(再掲)65～74歳	人	15,749	15,318	14,885	14,354	13,928	13,598	13,439	14,104	15,571	15,613	13,657
(再掲)75歳以上(C)	人	17,548	18,013	18,369	19,096	19,621	20,041	20,490	20,193	19,886	19,925	21,073
高齢化率(B)/(A)	%	28.7	28.9	29.1	29.4	29.7	30.0	31.1	32.8	35.5	37.5	38.7
後期高齢化率(C)/(A)	%	15.1	15.6	16.1	16.8	17.4	17.9	18.8	19.3	19.9	21.0	23.5

## 要介護等認定者数の推計

要介護等認定者数は、後期高齢者数の増加等に伴い、本計画期間中は増加傾向で推移するものと見込まれ、令和5年度の6,727人が、令和12年度には7,485人、令和22年度(2040年度)には7,949人になると予測されます。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度	令和32年度	
総人口	人	116,061	115,324	114,409	113,686	112,946	112,179	108,929	104,534	99,869	94,866	89,690
第1号被保険者	人	33,297	33,331	33,254	33,450	33,549	33,639	33,929	34,297	35,457	35,538	34,730
前期高齢者(65～74歳)	人	15,749	15,318	14,885	14,354	13,928	13,598	13,439	14,104	15,571	15,613	13,657
第1号被保険者構成比	%	47.3	46.0	44.8	42.9	41.5	40.4	39.6	41.1	43.9	43.9	39.3
後期高齢者(75歳以上)	人	17,548	18,013	18,369	19,096	19,621	20,041	20,490	20,193	19,886	19,925	21,073
第1号被保険者構成比	%	52.7	54.0	55.2	57.1	58.5	59.6	60.4	58.9	56.1	56.1	60.7
要支援・要介護認定者数	人	6,599	6,671	6,727	6,828	6,924	7,004	7,485	7,853	7,949	7,784	7,758
要支援1	人	665	714	808	840	856	866	929	950	929	914	925
要支援2	人	966	1,029	1,048	1,099	1,107	1,119	1,194	1,250	1,239	1,214	1,221
要介護1	人	1,312	1,300	1,321	1,321	1,361	1,374	1,473	1,545	1,532	1,499	1,506
要介護2	人	1,272	1,302	1,214	1,231	1,237	1,244	1,324	1,394	1,425	1,396	1,385
要介護3	人	1,003	952	974	960	972	993	1,067	1,135	1,182	1,153	1,139
要介護4	人	791	787	798	814	816	829	882	933	979	957	940
要介護5	人	590	587	564	563	575	579	616	646	663	651	642

要支援・要介護認定者数は第2号被保険者を含む。

出典：厚生労働省「見える化」システム将来推計(各年9月末)

## 介護サービスの給付費の見込

今後、認定率の高い後期高齢者人口は継続的に増加することから、介護サービスの総給付費は増加する見込です。

単位：千円

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
合計	10,028,975	10,223,668	10,209,986	10,412,732	10,825,475	10,999,389	11,120,950
在宅サービス	5,598,721	5,719,163	5,750,544	5,878,435	6,226,075	6,394,167	6,515,375
居住系サービス	633,345	664,655	660,772	692,782	702,581	703,471	703,824
施設サービス	3,796,909	3,839,850	3,798,670	3,841,515	3,896,819	3,901,751	3,901,751

区分	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度	令和 27年度	令和 32年度
合計	11,904,168	12,557,580	12,931,759	12,645,636	12,519,716
在宅サービス	6,850,087	7,214,878	7,401,880	7,240,384	7,174,253
居住系サービス	772,267	821,714	837,547	820,958	813,908
施設サービス	4,281,814	4,520,988	4,692,332	4,584,294	4,531,555

注釈：1 「在宅サービス」、「居住系サービス」、「施設サービス」以外のサービス

注釈：2 「居住系サービス」：(介護予防)特定施設入居者生活介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護

注釈：3 「施設サービス」：介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設

注釈：4 四捨五入のため合計が一致しない場合がある。

## 介護保険料基準額の推移

(第9期の介護保険料(基準月額)：6,570円)

### 第1号被保険者の介護保険料基準額(月額)の推移

区分	第1期 計画 (平成12～ 14年度)	第2期 計画 (平成15～ 17年度)	第3期 計画 (平成18～ 20年度)	第4期 計画 (平成21～ 23年度)	第5期 計画 (平成24～ 26年度)	第6期 計画 (平成27～ 29年度)
長浜市	2,719円	2,950円	3,850円	4,324円	5,080円	5,820円
滋賀県平均	2,695円	3,148円	3,837円	3,971円	4,796円	5,492円
全国平均	2,911円	3,293円	4,090円	4,160円	4,972円	5,405円

区分	第7期 計画 (平成30～ 令和2年度)	第8期 計画 (令和3～ 5年度)	第9期 計画 (令和6～ 8年度)	令和12年度 (見込)	令和17年度 (見込)	令和22年度 (見込)
長浜市	6,570円	6,570円	6,570円	7,820円	8,645円	8,957円
滋賀県平均	5,973円	6,127円	-	-	-	-
全国平均	5,784円	6,014円	-	-	-	-

# 所得段階別介護保険料の設定

## 介護保険料の段階設定

区分		国の標準(第9期)		長浜市(第9期)				
市民税		所得	所得段階	負担割合	所得段階	負担割合	介護保険料	
世帯	本人							
-	-	生活保護受給者	第1段階	軽減前 0.445 軽減後 0.285	第1段階	軽減前 0.425 軽減後 0.255	軽減前 年 33,500 円 軽減後 年 20,090 円	
非課税	非課税	老齢福祉年金受給者		80万円以下		軽減前 0.685 軽減後 0.485	第2段階	軽減前 0.635 軽減後 0.435
		合計所得金額+課税年金収入額	80万円超		軽減前 0.69 軽減後 0.685	第3段階		軽減前 0.69 軽減後 0.685
			80万円以下	第4段階	0.9		第4段階	0.9
課税	課税	合計所得金額+課税年金収入額	80万円超【基準額】	第5段階	1.0	第5段階	1.0	年 78,840 円 【月 6,570 円】
			80万円未満	第6段階	1.2	第6段階	1.15	年 90,660 円
-	課税	合計所得金額	120万円未満			第7段階	1.3	第7段階
			210万円未満	第8段階	1.3	第8段階	1.3	年 102,490 円
			320万円未満	第9段階	1.5	第9段階	1.5	年 118,260 円
			420万円未満	第10段階	1.7	第10段階	1.7	年 134,020 円
			520万円未満	第10段階	1.9	第11段階	1.9	年 149,790 円
			620万円未満	第11段階	2.1			
			720万円未満	第12段階	2.3			
			1,000万円未満 (国の標準は720万円以上)	第13段階	2.4	第12段階	2.1	年 165,560 円
			1,000万円以上			第13段階	2.3	年 181,330 円